

UR賃貸住宅（北海道エリア）における カーシェアリング事業運営者募集の御案内

令和8年1月29日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部は、団地内駐車場を活用したカーシェアリング事業運営事業者を入札により募集します。

1 スケジュール概要

■ 募集要領配布及び申請書等の受付期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月12日（木）まで（土曜、日曜及び祝日を除く）

■ 参加資格の結果通知

令和8年2月20日（金）に通知書発送予定

■ 入札書の受付日時

令和8年3月2日（月）及び令和8年3月3日（火）

■ 開札

令和8年3月5日（木）

場所：東日本賃貸住宅本部 入札室

■ お問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部住宅経営部施設経営課

【住所】 〒163-1382 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー16階

【電話】 03-5323-2613（来社の際は、事前にお電話いただきますよう、お願ひいたします。）

※午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

2 事業対象物件

別紙1に示す、機構の承諾を得て、カーシェアリング事業（以下「本事業」といいます。）の運営を開始することが可能な団地（以下「対象団地」といいます。）内のカーシェアリング駐車場施設とします。

なお、対象団地のうち、別紙2に示す団地（以下「指定団地」といいます。）内の駐車場施設においては、駐車場施設賃貸借契約に定める使用開始可能日以降、速やかに本事業を開始していただきます。

3 物件の概要

- (1)別図のとおりです。
- (2)賃料の支払義務は、使用開始可能日から発生します。

なお、敷金（7（2）参照）は使用開始可能日までに全額お支払いいただきます。

4 物件の用途

カーシェアリング拠点

5 申込資格

次の各項に定める条件を全て備えている方とします。

- ① 申請書の提出時点において、全国でカーシェアリング事業の車両ステーションを100ヶ所以上で運営している実績があること。
- ② 申請書の提出時点において、北海道内でカーシェアリング事業の車両ステーションを10ヶ所以上で運営している実績があること。
- ③ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 不法な行為を行い若しくは行うおそれのある団体若しくは法人、又はこれらの団体や法人に属する者で構成される団体若しくは法人で賃借人として機構が適当でないと認める者でないこと。
- ⑥ 事業の実施に必要な知識、経験、資力及び信用等を有していること。
- ⑦ 道路運送法第（昭和26年法律第183号）80条及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第52条の規定に係る自家用自動車有償貸渡許可を受けている者であること。
- ⑧ 次に掲げる緊急事故処理体制を有している者であること（自社による体制か否かは問わない。）。
 - (ア) 駐車場施設におけるトラブルに際し、年間を通じ24時間出動可能な体制であること。
 - (イ) 通報等を受けてから直ちに現地に到着可能な体制であること。
- ⑨ 暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でな

いこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→その他→「（入札説明書等別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）。

6 事業者選定方法

本募集における事業者選定は価格競争方式により行い、次の①及び②の両方を満たす者を落札者とします。

- ① 入札書に記載された指定団地ごとの1車室あたりの月額賃貸料（以下「車室あたり入札額」という。）が、当該車室に係る機構の募集賃料以上であること。
- ② 車室あたり入札額の合計額が機構が別に定める予定価格を上回った者の中、最高価格の者であること。

7 契約の締結

（1）契約期間

機構が通知する使用開始可能日から令和12年3月31日までとします。

ただし、期間が満了する6か月前までに、機構又は賃借事業者から申し出がない場合は同一条件で1年間更新されるものとし、更新された契約についても同様とします。

（2）敷金

敷金は、決定した月額賃貸料の2か月分相当額となります。賃貸借契約の使用開始可能日までにお支払いただきます。

（3）契約の締結

賃借予定者決定後は、速やかに「駐車場施設賃貸借契約」及び「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結いただきます。詳細については賃貸事業者落札後に別途協議いたします。

8 申込方法その他

詳細につきましては、募集要領を御参照ください。

また、申込に当たっては、必ず現地及び周辺環境等を御確認ください。

以 上

(別紙 1)

対象団地一覧

団地名	所在地
あけぼの	札幌市南区真駒内曙町 1-1
澄川	札幌市南区澄川 6 条 3-2
東札幌六条	札幌市白石区東札幌 6 条 3-1
五輪	札幌市南区真駒内緑町 4-1
菊水三条	札幌市白石区菊水 3 条 5-2
新木の花	札幌市豊平区平岸 1 条 4-3-1、平岸 2 条 4-1
札幌本郷	札幌市白石区本郷通 3 丁目北 2
花川中央	石狩市花川北 3 条 3-4
大麻宮町	江別市大麻宮町 4
大麻園町	江別市大麻園町 23・24
大麻中町	江別市大麻中町 27・28
北広島北進町	北広島市北進町 2-1
北広島若葉町	北広島市若葉町 2-1

指定団地一覧

(令和8年1月29日時点)

団地名	所在地	位置番号	台数	月額賃貸料 基準価格 (税抜)	用途
五輪	札幌市南区 真駒内緑町4-1	A地区 127番	1台	6,800円	カーシェアリング拠点
菊水三条	札幌市白石区 菊水3条5-2	1地区 110番	1台	7,600円	
合計			2台	14,400円	

※ 「別図」と現況が異なる場合は、現況を優先します。

※ 「月額賃貸料基準価格」は令和8年1月1日時点の募集賃料になります。

落札者の決定における「予定価格」は別に定め、公表しません。

●別図

五輪

【所在地】

〒005-0013 北海道札幌市南区真駒内緑町 4-1

【団地へのアクセス】

札幌市営地下鉄南北線「真駒内」駅 徒歩 2 分～7 分

※住棟により、所要時間が異なる場合があります。

【団地概要】

住戸：830 戸、駐車場：477 台

管理開始：昭和 47 年～昭和 50 年 月極駐車場料金（税抜）：6,800 円



© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」

【配置図】



公募対象車室 … A地区 127番

注：当該車室の前方に事業者によるコインパーキング及びカーシェアリングが令和8年1月時点で設置されております。

●別図

菊水三条

【所在地】

〒003-0803 北海道札幌市白石区菊水3条5丁目2

【団地へのアクセス】

札幌市営地下鉄東西線「菊水」駅 徒歩6分

札幌市営地下鉄東西線「東札幌」駅 徒歩9分

JR函館本線「札幌」駅バス16分 「豊平3条8丁目」徒歩7分

※住棟により、所要時間が異なる場合があります。

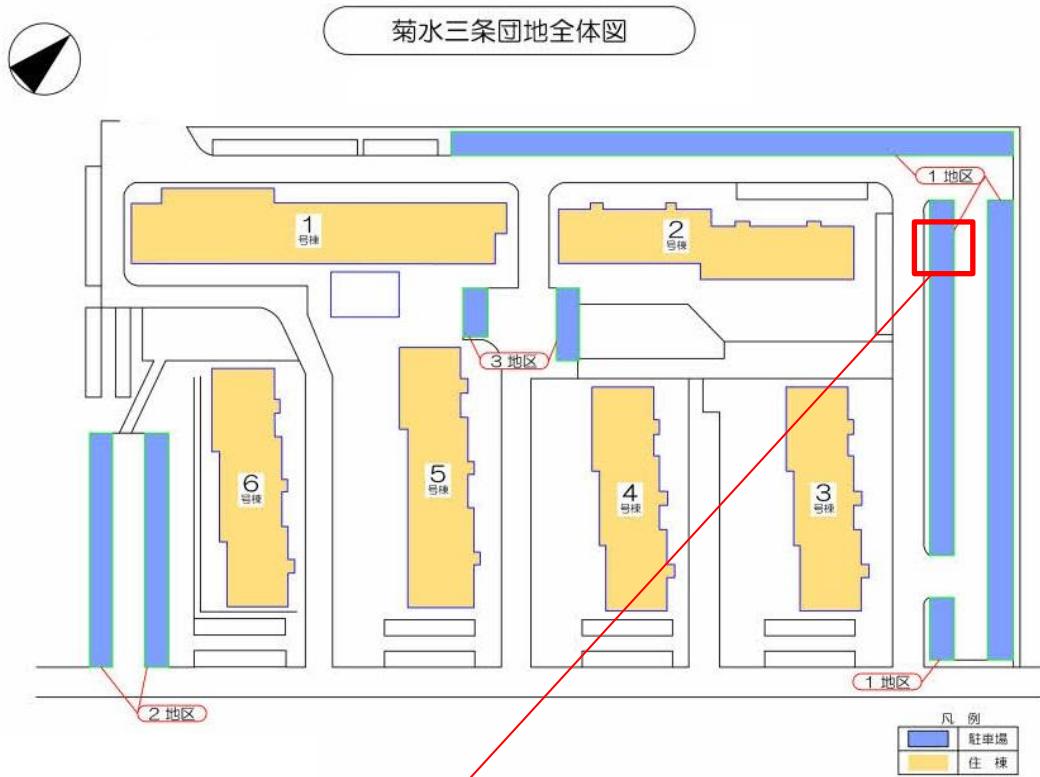
【団地概要】

住戸：236戸、駐車場：160台

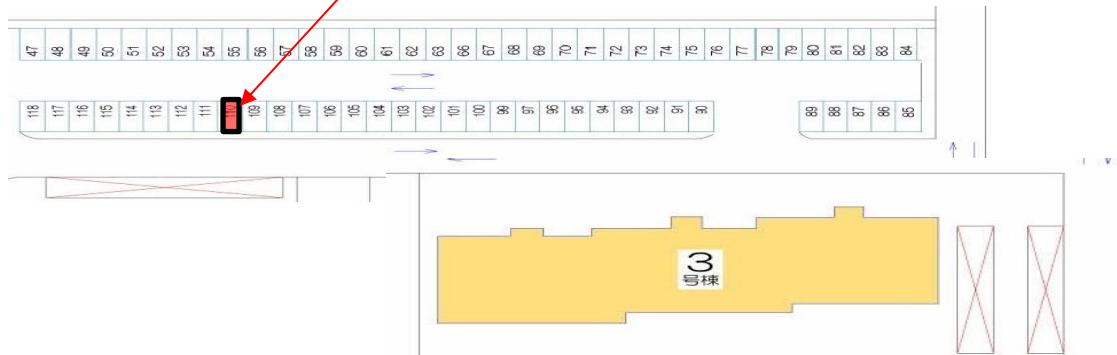
管理開始：昭和56年～昭和58年 月極駐車場料金（税抜）：7,600円



【配置図】



〈団地全体図〉



公募対象車室 … 1地区 110番